

新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏

令和5年度婚活支援事業業務受託候補者選定に係る公募型プロポーザル募集要領

この募集要領は、「新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏 令和5年度婚活支援事業の業務（以下「本業務」）を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 本業務の概要

(1) 名称

「新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏 令和5年度婚活支援事業業務委託」

(2) 目的

新発田市・胎内市・聖籠町に在住し、結婚を希望する独身男女に、出会う前から理想とする結婚の希望をかなえるまでの一連の支援を実施し、未婚化・晩婚化に歯止めをかける。

(3) 内容

次の①～④事業の企画、立案、運営（講師手配、公共施設以外の会場手配、自社サイトでのPR、申込受付、名簿作成、会場設営、当日受付、司会進行、会場撤去、実績報告（新発田市が指定する報告書様式を使用し、参加者名簿、現場写真、カップリング結果、アンケートの集計結果等を添えて事業実施1か月以内に報告するもの））に関すること。（詳細は別紙仕様書のとおり）

①ライフデザインセミナー：年2回（10～20代の独身男女対象）

②婚活イベント（イベント参加者事前セミナー、結婚サポート（アフターフォロー）含む）：

年2回（新発田市1回、胎内市又は聖籠町1回）

③個別相談会：年4回（新発田市2回、胎内市1回、聖籠町1回）

※各内容の詳細は別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 委託金額の上限

2,398,000円（消費税を含む）※税率の引き上げを含むこと

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 応募要件等

(1) 応募要件

本業務の受託候補者選定のためのプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に応募しようとする者は、次に掲げる応募資格を有すること。

(2) 応募資格

次の①から⑨までの全ての要件を満たす者とする。

① 新潟県内に本社・支社・営業所が所在する法人又は団体であり、新発田市・胎内市・聖籠町と円滑な連絡調整ができること。

② 仕様書に基づく本業務を履行するノウハウを有し、かつ、本業務を遂行するために必要な経営基盤を有していること。

- ③ 新発田市の物品の調達等の入札参加資格を有していること。
- ④ 自治体主催（又は共催）での婚活支援事業の開催実績を有していること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ⑥ 新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱による入札参加停止期間中の者でないこと。
- ⑦ 直近 1 年間に、申込者に課せられた国税及び地方税を滞納していない法人等であること。
- ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑨ 新発田市暴力団排除条例第 2 条(1)及び(2)の規定に該当する暴力団又は暴力団員でないこと。

4 日程

内容	期間
公告	令和 5 年 4 月 3 日（月）
質問受付	令和 5 年 4 月 3 日（月）午前 9 時から 令和 5 年 4 月 7 日（金）午後 3 時まで
参加申込書・企画提案書等の提出	令和 5 年 4 月 3 日（月）午前 9 時から 令和 5 年 4 月 14 日（金）午後 3 時まで
選定委員会 ※書類の審査とプレゼンテーションの審査	令和 5 年 4 月 25 日（火）
受託候補者決定・結果通知	令和 5 年 4 月下旬
契約締結	令和 5 年 5 月上旬 契約期間：契約日～令和 6 年 3 月 31 日

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 5 年 4 月 3 日（月）から令和 5 年 4 月 7 日（金）午後 3 時まで

ただし、質問書を持参する場合は土曜、日曜を除く平日の午前 9 時から午後 3 時までとする。

(2) 質問方法

質問書（様式自由）に質問事項を記載のうえ、新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏婚活支援事業業務受託候補者選定委員会事務局（新発田市みらい創造課ライフデザイン係）まで持参するか、FAX 又は電子メールを同事務局へ送付すると共に電話での連絡を必ず行うこととし、電話のみでの質問は受け付けない。

なお、質問書には、回答を受ける担当者の連絡先（事業所等の名称、担当者氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス）を必ず記載すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、事務的な事柄を除き、新発田市ホームページに掲載する。

(4) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

6 応募方法について

(1) 提出書類

提出書類のうち様式第 1～4 号については、新発田市ホームページに掲載されている様式を使用す

ること。

- ① 新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏 令和5年度婚活支援事業業務受託候補者選定に係る公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ② 宣誓書（様式第2号）
- ③ 参加申込者概要説明書（様式第3号）
※定款、決算報告（直近2年間）、未納の税額がないことの証明書（国税、都道府県税、市区町村税）を添付してください。
- ④ 提案書（様式第4号）
- ⑤ 見積書（様式は任意。あて名を「新発田市長」とし、業務の名称の記載及び代表者の記名押印があるもの。業務内容ごとに積算した見積金額を記載したもの）を添付すること。

(2) 提出部数

9部（正本1部、写し8部）

(3) 提出期間

令和5年4月3日（月）から令和5年4月14日（金）

上記提出期間中の土曜、日曜を除く平日の午前9時から午後3時までとする。

(4) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、提出書類を持参すること。

(5) 提出先

＜新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏 婚活支援事業業務受託候補者選定委員会事務局＞
新発田市みらい創造課ライフデザイン係

所 在 地：〒957-8686 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号

電 話 番 号：0254-22-3030（代表）、FAX番号：0254-22-3110

E-mail：mirai@city.shibata.lg.jp

(6) その他留意事項

提出書類は日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載する場合は、その日本語の訳文を付記または添付することとし、使用する通貨は日本円とすること。

また、提出書類がこの募集要領及び別紙様式に示された条件に適合しない場合や不備がある場合は、審査の対象にならず失格とすることがある。

7 受託候補者の選定

受託候補者の選定は、「新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏 婚活支援事業業務受託候補者選定委員会」が審査項目に従って、企画提案内容を審査の上選定する。

(1) 選定委員会

① 開催日：令和5年4月25日（火）※各事業者の開始時間及び会場については別途連絡する。

(2) 選定方法

書類審査とプレゼンテーション審査により受託候補者を選定する。

また、所要時間は各事業者40分（説明時間30分、質疑時間10分）とし、仕様書に基づき提案する事業内容について発表すること。

なお、プレゼンテーションで使用するスクリーン及びプロジェクターは市で用意するが、提案者が持ち込むパソコン等及び接続コネクタは応募者が用意すること。

(3) 審査項目及び評価基準

受託候補者の選定にあたっては、次の事項を基準とし、これにより審査する。

審査項目	評価基準	配点
1 事業内容	・発注者の目的、コンセプトに合致しているか。	10
	・ニーズに沿った内容で、集客効果及び利用率を上げる工夫がされているか。	20
	・参加男女が交流する機会が多くなるプログラムが設定され、カップル成立に繋がるより高い事業効果が見込まれる内容となっているか。	20
	・効果的に成婚に繋げる創意工夫がみられるか。	20
2 過去の実績	・過去3年間において自治体主催（又は共催）で婚活セミナーやイベント、個別相談会を開催し、カップル成立や成婚の実績があるか。	5
3 業務の実施体制	・業務の実施体制は十分に整っているか。	5
4 経費算定	・企画内容等に対し、妥当な、見積金額であるか。	10
5 個人情報管理	・過去の実績や個人情報管理の徹底を含めた信頼性のある取組体制から、事業遂行能力が十分あると認められるか。	10
合計		100

(4) 選定結果通知

応募者へは、令和5年4月下旬頃に文書等により通知することとし、受託候補者については、新発田市ホームページにて公表する。

また、選定に対する一切の問合せ及び異議には応じないものとする。

8 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて、参加申込書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為など選定委員会が失格と認めた場合

9 提出書類の取扱

提出種類の取扱は、次の各号によるものとする。

- (1) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、新発田市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 提出書類は一切返却しない。
- (3) 提出期限（令和5年4月14日（金）午後3時）後は、内容の修正及び変更を認めない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、新発田市情報公開条例（平成14年10月1日条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

10 契約

本プロポーザルの選定結果に基づき、新発田市・胎内市・聖籠町は受託候補者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結するものとする。

なお、本業務は、内閣府の地域少子化対策重点推進交付金事業として実施するものであることから、採択の結果により事業内容が変更となる場合があることを承知されたい。

また、受託候補者が、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、再度、受託候補者を選定する。

11 留意事項

- (1) 本プロポーザルの応募に要する一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 本業務を遂行するにあたり知り得た情報について、新発田市の許可なくして外部に漏らしてはならない。

以上